

都道府県医会

医会長 各位

令和2年4月30日

一般社団法人 日本臨床耳鼻咽喉科医会

会長 福與 和正

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の
特例措置についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大に伴った経済対策が多種にわたり打ち出されております。

雇用調整助成金制度は、従業員の雇用維持を行うための経済的支援を国が行うもので、従業員を一次休業させた際に助成金を支給する制度です。

この助成金の給付を受けるには一定の要件を満たす必要がありますが、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置は通常の雇用調整助成金より条件が大幅に緩和されて、給付を受けやすくなっています。

対象期間は令和2年4月1日から令和2年6月30日までです。特例として事後の手続きでも認められますが6月中には申請を済ませておく必要があります。

また、この特例措置は今後の情勢により延長される可能性があります。

本特例措置について貴会会員に周知をお願いします。

制度の詳細につきましては、都道府県労働局の助成金センター、労務士等にご相談なさってください。また厚労省HP <https://www.mhlw.go.jp/content/000623230.pdf> より。

「雇用調整助成金ガイドブック(簡易版)」：緊急対応期間(4月1日～6月30日)がダウンロードできます。

なお外出の自粛要請等により診療所の受診者数の減少が続いております。近々、(一社)日本臨床耳鼻咽喉科医会では受診者数の減少が診療所経営に及ぼす影響について全国調査を行う予定でおります。その時にご協力をお願い申し上げます。